

12 友人の怒り

私が存在を知らなかった「交付金受入口口座」（第5の口座）に、民主党本部から政党交付金500万円が振り込まれたのは2012年11月22日でした。後でわかったことですが、衆院候補である私の政治活動費にあてるよう指示されていました（第5話）。

2013年2月に秋田銀行から私が入手した取引明細表によると、秘書Aは、11月22日12時11分、口座からカードを使って1000円を引き出し、その1000円をすぐ口座に戻しています。秘書Aは、何らかの方法で入金日を前もって知っていて、入金されたかどうかを確かめたのだと思います。

政党交付金が入金される仕組みを知りたくて、私は2013年4月4日、党本部に電話しました。経理局の職員が、こう教えてくれました。

- 1 政党支部は、「支部政党交付金申請書」で本部に送金先の銀行名、口座名や口座番号などを知らせる。
- 2 本部経理局から「送金のご案内」用紙が政党支部に郵送される。その用紙には、送金先の銀行名、口座名、送金日、送金額などが書かれている。
- 3 政党支部は、指定の口座に入金されたかどうかを確認する。
- 4 「送金のご案内」用紙の下方が「領収書」である。政党支部は、政党交付金の入金を確認した後、領収書に押印して本部経理局に返送する。

「送金先となる口座については、秘書のかたが知らせてきた口座名や口座番号を、こちらで銀行に直接確認をとります」「間違いのないように念には念をいれています」と同職員は強調しました。

秋田3区の場合、「秘書のかた」とは松浦議員の秘書たちです。その「秘書のかた」は、政党交付金が入金される口座（第5の口座）を書いて申請手続きをしたにもかかわらず、私には知らせなかった。12月27日の録音でも、一言も触れていません。秋田を去る前、切り張り後にコピーされた「何か大切なことを隠していると想像させる」怪文書で、党本部から1300万円が送金されたらしいことを私は知りましたが、その文書にも、同じファイルの他の文書にも、第5の口座「交付金受入口口座」に関する情報はありませんでした。

支部政党交付金申請書のおかしさ

ところが、2014年1月、松浦大悟議員側は、「民主党公認（予定）候補者総支部 支部政党交付金申請書」のコピーを裁判所に提出しました。「隠し口座など存在しない、政党交付金受入口の口座は三井に知らせた」と主張するための証拠だそうです。なぜ、この政党交付金申請書が「私に説明をしたことの証明」になるのか不可解ですが、私は、初めて、政党交付金を受け取るための書類を見ました。以下に一部の実名を黒塗りして掲げます（書証乙8号証）。

2013.10/29 県警提出 [黒塗り]

乙第 8 号証
PI

副 本

民主党 公認(予定)候補者総支部 支部政党交付金申請書

支部政党交付金の交付を下記のとおり申請いたします。
 交付された支部政党交付金は、政党助成法及び政治資金規正法に基づいて
 適正な使途に支出し、処理いたします。
 なお、正当な理由なく立候補を辞退する場合は、それまで受けた交付金の
 返却も含め、本部の裁定に従います。

平成 24 年 11 月 16 日

民主党幹事長 殿

支 部 名	民主党秋田県第3区総支部		
代 表 者 名 <small>(選挙届出氏名)</small>	三井 マリ子	[印]	
候 補 者 名	三井 マリ子	[印]	
会 計 責 任 者 名 <small>(選挙届出氏名)</small>	[黒塗り]		
職 務 代 行 者 名 <small>(選挙届出氏名)</small>	[黒塗り]		
振 込 先	秋田 銀行 横手桑里 支店 (普)・当		
	No.	1 1 9 0 5 6 2	
	別名	アキタゲンダイバンク ソウシブ 秋田県第3区総支部	
	口座名	民主党 秋田県第3区総支部 交付金受入口	
経 理 実 務 担 当 者	氏 名	[黒塗り]	TEL 0182-33-1116
支 部 所 在 地	〒	013-0064	
	秋田県横手市赤坂字上後野242-3		
	TEL	0182-33-1116	FAX 0182-33-1116

※振込先は、支部名に「交付金受入口」を付した口座名とし、支部政党交付金の受け入れ専用で使用してください。
 ※選挙届出事項との一致を確認するため、支部の設立届（異動届）の写しを添付してください。
 ※確認のため預金通帳の写し（口座名・口座番号がわかるもの）も添付してください。

支部名は、民主党秋田県第3区総支部（後に「区」削除）。代表者・候補者名は三井マリ子。振込先は、秋田銀行横手条理支店 普 番号1190562、民主党秋田県第3区総支部交付金受入口。会計責任者名は私の友人G、職務代行者名は民主党幹部Y、経理実務担当者は事務アルバイトIの氏名が、それぞれタイプされています。枠外には、「交付金受入口口座」は受け入れ専用に使ってください、と前もって印刷されています。

書かれた名前を見て「これはおかしい！」と直感しました。

「会計責任者になった覚えはない」

三井名の下にある会計責任者欄のGは、私の選挙を一生懸命手伝ってくれた横手在住の幼なじみですが、本人に無断で名前が使われた疑いがあるのです。

2012年12月16日の衆院選後、Gに政党支部の会計を引き受けてくれたのかと聞いたら、「知らないよ。民主党員でもないのに、どうして政党の会計をするの」と言われました。そこで12月27日、松浦議員の秘書たちに、Gは承諾してないよだと言うと、秘書たちはこう反論しました。テープ録音・反訳から再現します。

三井 Gさんは、だけど承諾した覚えはないんですよ。

秘書A 私、きちんと、日付も覚えています。横手プラザホテルの2階の会議室で、Oさん参加したときに、私、正直言って、誰もやってくれないんです。会計責任者なんて。荷が重いので。断られて、いろんな方に。私はもう1区の出納責任者になっているので、やることはできないので、Gさんにもそのことをお話しして、何とか。

三井 （三井註：Gさんが）覚えてないということですよ、そうすると。

秘書A で、その場で、お名前と生年月日とご住所が選管に届ける際に必要なので、書いていただけますかって言ってその場で書いてもいただきました。忘れているのかも知れません。

秘書B 私もその場は覚えているんで。

秘書A ちなみに、代表は三井マリ子さんで、出納責任者はGさんで、職務代行者っていう、この3人がいないと政治団体を立ちあげられないので。（後略）

しかし、これは弁明になっていません。横手プラザホテルの会合は2012

年11月18日。申請書作成は11月16日。添付された政党支部設立届の選管提出は11月15日。つまり申請書や支部設立届にGの名前が使われたのは、横手プラザホテル会合以前なのです。ついでにいえば、経理実務担当者欄のIの名前も、姓は正しいが名前は別人です。もしも私が「申請書」のコピーを見る機会があったなら、こんな間違いには気づいて訂正したはずですよ。

Gの名は、2013年2月21日付で選管に提出された第3総支部の「政党交付金使途等報告書」にも使われていました。松浦議員たちは同報告書も私に見せなかったもので、同年3月27日、私は選管に出向いて閲覧しました。すると報告書に添付されている監査意見書には党本部組織部長が会計監査人として「適正である」と記し、宣誓書にはGの名とハンコが使われていました。承諾したかどうかをGに確かめて、以下のように弁護士にメールしました。

近江弁護士へご報告

2013年4月6日

4月6日、午後3時過ぎ、「第3総支部の使途等報告書」の会計責任者になっているGさんに電話しました。無理に依頼されたようです。依頼したのは3月15日であり、2月21日という日付は虚偽記載（事後承諾のようでもある）だとわかりました。電話口のGさんは、うんざりという感じのようで、これ以上は難しいように思います。

=== Gさんが言ったことの要旨 ===

3月15日、自分は東京に来ていた。松浦事務所のTさん（秘書B）から携帯電話が来て、「使途等報告書」の会計責任者としてハンコをおしてもらいたいと言った。今、東京にいるし、もう関係ない、いやだと言った。

3月末までに出さなくてはならないし、民主党本部のCさん（組織部長）に監査も受けて間違いはない。押してください、とTさんから何度も電話があった。

最後に、そちらで勝手にハンコを押すなら押してください、俺は知りませんというような意味のことを言った。ハンコは自分で押すものだろうが、ハンコを押した覚えはないし、そのハンコを見たこともない。報告書の中身も見ただけで、何も聞いていない。

ハンコの指紋をとってもらえば、Gの指紋はないはずだから、俺が関知してないことはわかる。Gの「■」は難しい字で、百円ショップでは絶対売ってないので、どこかで作ったのだろう。

総務省の「支部報告制度のあらまし」によれば「政党の支部は、支部政党交付金に関する会計帳簿を備え、この支部政党交付金の使途等について明らかにすることが義務づけられています」（『政党支部のための平成25年分支部政党交付金使途報告のしおり』）。

その支部政党交付金の使途等報告書こそ、国民が監視と批判をするための唯一無二の手段です。

だからこそ、書類の提出が義務づけられています。義務を果たさなければ、代表は高額の罰金を科せられます。

ところが実際には、支部代表である私はその使途等報告書を「見せてくれ」と懇願しても見せず、会計責任者には人の名前を承諾なしに勝手に使い、添付される監査意見書には“身内”の党本部幹部が「適切である」と書いて、これらが全部許されてしまうのですから、政党助成法はザル法といわざるをえません。